

広島市条例第26号

令和7年3月28日

広島市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

広島市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年広島市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9, 100円」を「9, 700円」に改め、同号ただし書中「1万4, 200円」を「1万4, 500円」に改め、同条第3項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は第3号から第6号までのいずれか」を削り、「217円」を「100円」に、「333円」を「383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円」に改め、同条第4項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中「12, 500」を「12, 900」に、「13, 350」を「13, 700」に、「14, 200」を「14, 500」に、「10, 800」を「11, 300」に、「11, 650」を「12, 100」に、

「9, 100」を「9, 700」に、「9, 950」を「10, 500」
に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金を除く。以下この項において同じ。）並びに令和7年4月分以後の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同年3月分以前の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金については、なお従前の例による。